

## 堺市災害時医療救護活動ガイドラインに基づく 訓練を実施します

堺市では、市内で災害が発生した場合における医療救護活動に万全を期し、一人でも多くの市民の命を守ることを目的に、堺市災害時医療救護活動ガイドラインを令和7年3月に策定しました。

このたび、同ガイドラインに基づき、災害時における医療救護体制の実効性を確保するため、関係機関と協力し、災害時医療救護活動訓練を実施します。

平時の訓練等を通じ、関係機関と連携を深め、大規模災害発生時における医療提供体制の強化に取り組みます。

### 1 日時

令和8年1月17日（土） 午後2時～午後4時

### 2 場所

堺市立総合医療センター（堺市西区家原寺町1-1-1）

堺市こども急病診療センター（堺市西区家原寺町1-1-2）

### 3 内容

医療従事者が参加し、医療救護班として医療救護活動を行います。

- ①拠点応急救護所の設置・運営手順の確認と実践
- ②トリアージ・応急処置・搬送の確認と実践

### 4 主催

堺市、堺地域災害時医療救護対策協議会\*

\*災害時のBCP（事業継続計画）策定、災害時の様々なフェーズに応じた対応策や連絡、訓練等の協議を行う医療団体等で構成された組織。

### 5 その他

「堺市災害時医療救護活動ガイドライン」の詳細は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/iryo/guidelines.html>

問い合わせ先	担当課：健康福祉局 健康部 健康医療政策課 電話：072-248-6004 ファックス：072-228-7943
--------	--